

一般社団法人 千葉南青色申告会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉南青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を、千葉県千葉市中央区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことが出来る。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、全青色申告者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- (4) 租税教育など税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
- (5) 会員相互の親睦及び福利厚生
- (6) 機関誌の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- (7) 友誼団体との連携及び協調
- (8) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 本会の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された者
- (2) 会員 ①正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人
②準会員 本会の目的に賛同し、入会した正会員以外の個人、法人及びその他の団体

(代議員の選出)

第6条 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、正会員による代議員選挙により選出するものとする。

- 2 代議員の数は、概ね正会員120人の中から1人の割合をもって選出されるものとする(端数の取扱いについては理事会で定める)。
- 3 代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事又は理事会は、代議員を選出する権限を有しない。
- 4 代議員選挙は、2年に1度、定時総会の日までに実施するものとする。その他代議員選挙に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 代議員の辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わねばならない。ただし、やむを得ない事由による場合は、その限りではない。
- 3 正会員の資格を喪失した場合、代議員としての地位を失う。
- 4 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(ただし、当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

(代議員の報酬)

第8条 代議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(予備代議員の予選)

第9条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠としての代議員である予備代議員を選挙することができる。

- 2 予備代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 予備代議員を選挙する場合、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合には、当該2人以上の代議員）につき2人以上の予備代議員を選任するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 4 予備代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(会員の権利)

第10条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (4) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 2 前項各号における記録が、既に電磁的方法で閲覧できる状態にあるときは、開示されたものとみなす。
- 3 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第11条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込をし、任意に入会することができる。

(経費の負担)

第12条 会員は、社員総会の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の会費、その他拠出金は返金しない。

(退会)

第13条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退

会することができる。

(除名)

第14条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会（以下「総会」という。）の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第15条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 第12条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第16条 総会は、第5条に規定する代議員をもって構成する。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算表）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 本会の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は総会の日 2 週間前までに、構成員に対して必要事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議長)

第 20 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合は、他の理事の中から選出する。

(議決権)

第 21 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 23 条 やむを得ない理由により総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録の作成に係る職務を行った理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第25条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。
 - 3 会長以外の理事のうち7名以内については、業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は第2項で選任された業務執行理事の中から、副会長及び専務理事を選定することができる。ただし副会長は5名以内、専務理事は1名以内とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の決議において解任することができる。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事には、総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

(相談役・顧問)

第 32 条 本会に、任意の機関として、若干名の相談役及び顧問（以下「相談役等」という。）を置くことができる。

- 2 相談役等は、次の職務を行う。
- (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役等の選任、任期及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役等の報酬は、無償とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 本会の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度の終了までの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類及び監査報告を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第 41 条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会、部、支部

(委員会)

第45条 本会の事業を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、会長がこれを委嘱する。

(部)

第46条 本会の事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて部を置くことができる。

2 部長は、会長がこれを委嘱する。

(支部)

第47条 本会の事業の円滑な運営を図るため、必要な地に支部を置く。

2 支部長は会員のうちから、会長がこれを委嘱する。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告

(公告の方法)

第 49 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は前田昭男とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則 (平成 29 年 5 月 23 日)

1 この定款の一部変更(第 6 条 2)は、定時総会の承認のあった日 (平成 29 年 5 月 23 日) から施行する。